

中国の農産物産地形成の試み

北京大学 経済学院 客員教授
大島一二

1. はじめに.....	129
2. 中国における農産物の産地形成に関する政策と実態	130
(1) 中国の農産物産地形成をめぐる政策.....	130
(2) 主要作物の産地分布.....	133
(3) 特産農産物の産地育成.....	140
3. 中国における輸出農産物基地の動向	149
(1) 2007年の中国の食品安全問題	149
(2) 中国における食品・農産物の安全確保と政府の対応.....	151
(3) 近年の輸出農産物に関する規制強化と企業対応	155
(4) 今後の課題.....	160

中国の農産物産地形成の試み

1. はじめに

2007年12月22日から23日に北京市で開催された中央農村工作会議では、2008年の農業・農村工作の重点として「三農問題」（農業・農村・農民問題、都市と農村の格差拡大問題等）への対処が大きな議題として取り上げられ、農業インフラ（水利建設、農業機械整備、農地基盤整備等）・農村インフラ（農村義務教育、貧困農家の扶助、農村合作医療）への投資による農業・農村発展、さらには農民増収の達成が強調された¹。「三農問題」への対処はここ数年継続して掲げられているが、2008年もその路線を踏襲して、さらに拡充して実施することが強調されている。こうしたことから、中国では今後ますます農業・農村への投入が強化されるものと考えられる。これらの農業・農村投資の一環として近年重視されているのが、農産物の産地形成の促進である。農産物の産地形成による生産の集中化と専門化の進展は、農業発展と農村の経済発展の重要な条件であり、今後ますます重視されることとなろう。現実には、後に詳述するように、中国政府は農産物の産地形成に関わる重要な政策を次々に打ち出し、農産物の産地育成を促進しており、農村経済の振興、農業開発、地域開発の側面からもこうした動向は今後も加速するものと考えられる。

また一方で、日本にとってみれば、東アジア地域における農林水産物貿易は、中国を中心に大きな拡大を遂げ、日本の食料の海外依存、とくにアジア地域への依存は深化してきた。とくに、日中貿易の拡大はその象徴である。この結果、たびたび発生してきた中国産農産物・食品の安全問題にも関わらず、日本にとって、中国からの食料輸入は高い水準を維持しており、今後も当分の期間において中国産農産物・食品への依存は継続されると予想できる。近年の中国の急速な農産物の輸出拡大は、当然のことながら中国各地の農業産地における、急速な農業生産力の向上を伴わなければならない、その背景には、前述した農産物の産地形成による生産の集中化と専門化の進展が、その重要な構成要素となっていると考えられよう。

こうしたなかで、本章の課題は以下の通りである。

①中国の高い農業生産力、とくに高い輸出農産物生産能力を可能とする農産物産地形成の実態を各作物別、地域別に明らかにすること。

¹「中央農村工作会議在京召開 全面部署 2008年農業和農村工作」中国農業信息网 (<http://www.agri.gov.cn/>) 2007年12月24日から。農民収入については、2007年末で、農民1人当たり純収入が4000元をこえ、前年比7%前後増加し、4年連続6%以上増加したことが報告されている。「今年我国農民人均純收入有望突破4000元」 (<http://www.agri.gov.cn/>) 2007年12月24日から。

②さらに、こうして形成された農産物生産基地・輸出基地の動向と課題を明らかにすることである。とくに後述するように、2007年には欧米各国を中心に中国産農産物・食品・薬品等の安全問題が大きく取り上げられ、各地で中国製品にたいする不安が高まった。こうした状況の中で、中国政府および中国の生産基地・輸出基地はどのように対応しているのか、また、はたして食品の安全は確保されつつあるのか、否か、この点も大きな論点となるろう。

2. 中国における農産物の産地形成に関する政策と実態

(1) 中国の農産物産地形成をめぐる政策

1) 「全国農村経済・社会発展第11期5カ年計画」（「全国農村経済社会発展”十一五”規画」）に示された政策²

第11期5カ年計画期（2006年～2010年）における中国農業の基本政策は、全国農村経済・社会発展第11期5カ年計画に示されている。この計画は、2005年10月11日に中国共産党第16期中央委員会第5回全体会議を通過した「中共中央關於制定国民経済和社会発展第十一個五年規画的建議」（中国共産党中央の国民経済和社会発展第11期5カ年計画制定に関する建議）³および、その具体的政策である、2006年3月14日に第10期全国人民代表大会第4回会議で批准された「中華人民共和国国民経済和社会発展第十一個五年規画綱要」（中華人民共和国国民経済と社会発展第11期5カ年計画要綱）（以下「要綱」と略す）⁴に基づいている。

この中で、本章の課題との関係でとくに注目されるのは、「要綱」の第二編の「社会主義新農村建設」の中の「現代農業の発展」の項である。ここでは、「第2節 農業構造調整の推進」において、「農産物生産構造を高度化する。高い生産量、高品質、高効率、生態系に配慮し、安全な農産物を発展させる。その重点は、高品質の専用穀物品種、経済効率の高い経済作物、穀物節約型の畜産物、新たなブランド水産物の発展である」とし⁵、さらに、耕種部門において「農業の地域分布を高度化する。黄淮海平原、長江中下流平原、東北平原においては穀物総合生産能力を高め、気候条件に適合した、経済作物生産地域帯および新たなブランドの熱帯作物生産地帯を建設する。」としている。

また、畜産部門については、「農業区および農業・畜産混在区における畜産業を発展させ、南方における山地畜産と西南の溶岩地域における草地型畜産業を発展させる。伝統的畜産地域における持続可能な生産を回復させ、水資源の不足地域では節水型農業を発展さ

²『全国農村経済社会発展”十一五”規画』中国統計出版社 2007年9月 58ページ～80ページ参照。

³『全国農村経済社会発展”十一五”規画』中国統計出版社 2007年9月 3ページ～14ページ参照。

⁴『全国農村経済社会発展”十一五”規画』中国統計出版社 2007年9月 15ページ～57ページ参照。

⁵『全国農村経済社会発展”十一五”規画』中国統計出版社 2007年9月 20ページ参照。

せる」というものであった⁶。

この全体計画のもとで、全国農村経済・社会発展第11期5カ年計画（以下「農村11期5カ年計画」と略す）が国家発展と改革委員会によって具体的な目標数値が計画されている。それらの主要目標は第1表の通りである。また、この計画では「優良農産物生産帯」（重点産地）を以下のように指定している。

- ①高品質水稻産地：長江流域・東北地域。
- ②高品質専用小麦産地：黄淮海平原・長江下流、漢中平原、河套平原。
- ③専用トウモロコシ産地：東北地域・黄淮海平原。
- ④大豆産地：東北地域。
- ⑤高品質綿花産地：新疆ウイグル自治区・黄淮海平原・長江流域。
- ⑥アブラナ優良品種産地：長江流域。
- ⑦サトウキビ産地：広西チワン族自治区・雲南省・広東省・海南省。
- ⑧ジャガイモ産地：甘粛省・内モンゴル自治区・寧夏回族自治区。
- ⑨熱帯・亜熱帯作物産地
- ⑩台湾との農業協力による合作事業の強化。

第1表 第11期5カ年計画農業関係目標値

指標	2005年	2010年
耕地面積（億ヘクタール）	1.22	1.20
食糧総合生産能力（億トン）	4.84	5.0
畜産業生産額の農業生産額に占める比率（%）	33.7	38.0
有効灌漑面積（億ヘクタール）	0.5667	0.5867
有効灌漑面積比率（%）	46.5	48.9
森林被覆率（%）	18.2	20.0

資料：『全国農村経済社会発展“十一五”規画』中国統計出版社 2007年9月 62ページ～63ページ参照。

2) 「全国農業と農村経済発展第11期5カ年計画」（「全国農業和農村経済発展第十一個五年規画」）に示された政策⁷

前述した上位計画に基づいて、農業部は「全国農業と農村経済発展第11期5カ年計画」を策定している。本章との関係で注目されるのは、第三章 生産（地域）と産業分布、である。ここでは全国を大きく分けて3つの農業地域に分け、その地域分布を以下のように規定している。また、第2表に示したように、各作物の具体的な生産目標が設定されてい

⁶『全国農村経済社会発展“十一五”規画』中国統計出版社 2007年9月 20ページ～21ページ参照。

⁷『全国農村経済社会発展“十一五”規画』中国統計出版社 2007年9月 101ページ～122ページ参照。

る。

第2表 第11期5カ年計画作物別生産目標値

指標	2005年	2010年	年平均成長率 (%)
食糧作物作付面積 (億ヘクタール)	1.0428	1.0333	-0.18
食糧総合生産能力 (億トン)	4.84	5.0	0.65
綿花生産量 (万トン)	571	680	3.55
搾油作物生産量 (万トン)	3077	3200	0.78
糖料作物 (億トン)	0.9451	1.2	4.89
肉類生産量 (万トン)	7743	8400	1.64
鶏卵・家禽卵生産量 (万トン)	2879	3000	0.82
乳製品生産量 (万トン)	2865	4200	7.95
水産物生産量 (万トン)	5106	6000	3.28

資料：『全国農村経済社会発展“十一五”規画』中国統計出版社 2007年9月 107ページ参照。

①「優先開発区」

「優先開発区」は主要農業開発地域として、自然条件に恵まれ、生産規模が大きく、他地域よりも産地として有利であるという条件を有している地域をさす。この地域は中国の主要な農業生産基地として位置づけられ、全体としての農業の生産向上と産地分布の高度化を推進するとされている。13種41品目が対象となっているが、この具体的作物と産地分布は後述する。

②「重点開発区」

新疆ウイグル自治区北部、東北地域の生産力が低い地域、黄淮海平原の畑作地域、華南熱帯作物地域、福建省沿岸地域、南方の山地草地地域等が含まれる。これらの地域は農業の潜在的開発能力が高く、生産条件の改善によって制約要因を克服し、総合的な農業生産力と競争力を向上させ、中国の農業生産の戦略的基地とすることが求められている地域である。

具体的な地域と改善方向として以下の点があげられている。

- a. 新疆ウイグル自治区北部においては、農業灌漑建設による用水問題の解決によって、中国の食糧作物の戦略的新開発地域とすることができる。
- b. 東北地域の生産力が低い地域においては、耕地地力の重点的な向上と、用排水施設の建設と改造によって生産力の高い近代的な食糧作物生産基地に改造する。
- c. 黄淮海平原の畑作地域においては、畑作節水農業技術の普及により、水資源の利用効

率を高め、資源節約型農業開発の路線を歩む。

d. 華南熱帯作物地域においては、人工造林の拡大によって天然ゴム生産基地の建設を加速する。

e. 福建省沿岸地域においては、近代化農業を推進する。

f. 南方の山地草地地域は草地の育成に努め、畜産業の発展を加速する。

③「適度開発区」

この地域は、農業生態系が非常に脆弱な状態におかれていることから、農村経済開発・農家経済の発展との間に矛盾が発生しやすく、適当な計画立案が難しい地域である。具体的には、農業畜産業混在地域、青海チベット高原地域、黄土高原地域、西南溶岩地域、西北砂漠化地域、東北湿原地域であり、いずれも農村環境、自然環境、生態環境に配慮した農業開発が必要とされる。

3) 全国農業工作会議（2007年12月22日～23日）で示された政策

2007年12月22日～23日に全国農業工作会議が開催され、ここでも2008年の各級農業部門が重視しなければならない重要活動方針のなかで、以下のように指摘されている。「二として多くのルートによって農民の就業確保と増収を促進する。新たな農産物地域分布計画の策定を加速し、郷鎮企業と農村の第2次産業と第3次産業の発展を促進する」、と指摘されている⁸。

このように、ここ数年農村の新作物、新特産物の開発による農民所得の増大は大きな課題として提起されている。

(2) 主要作物の産地分布

さて、以下では、具体的にどのように農産物の産地形成がなされているのか、についてみてみよう。前述した「優先開発区」においては、小麦、トウモロコシ、綿花、サトウキビ等、主に重要農産物13種41品目の産地形成について具体的に述べられている。ここでは、その具体例として主要品目別に示す⁹。

1) 専用種小麦（パン、菓子用専用種小麦）

ほぼ全国で生産されるが、主に以下の3地域が重点的な生産地域である。黄淮海平原地域（河北省・山東省・河南省・陝西省・山西省・江蘇省・安徽省等7省39地区級市82県級市）、長江下流地域（江蘇省・安徽省・河南省・湖北省等4省10地区級市20県級市）、

⁸ 「全国農業工作会議提出：切実加強農業基礎建設 確保農産品有効供給 促進農民持續增收」中国農業信息网 (<http://www.agri.gov.cn/>) 2007年12月24日から。

⁹ 農業部發展計画司編『優勢農産品区域布局規画匯編』中国農業出版社 2005年 および「農業部發布優勢農産品区域布局規画（2003～2007年）」農業部優質農産品信息网 2004年10月27日。

大興安嶺周辺地域（黒龍江省・内モンゴル自治区等 2 省 3 地区級市 11 県級市）である。とくに河南省、山東省、河北省、江蘇省、安徽省の 5 省が生産の中心であり、この 5 省の小麦作付面積は 2.3 億ムー（全体の 57.9%）、生産量は 6,807 万トン（全体の 68.3%）に達している。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

- ①小麦の品質が低い。
- ②製品の品質が一定しない。
- ③生産コストが高い。
- ④企業的生産の育成が遅滞している。

主要な政策課題としては以下の通りである。

- ①生産農民に対する補助制度を拡充する。
- ②優良品種の普及のために補助金制度を拡充する。
- ③中核的企業の育成を推進する。

発展目標としては、2007 年までに専用種小麦作付面積が小麦総作付面積の 40%前後に高め、2001 年より 20 ポイント高める。こうして、基本的に国内需要を満足し、東アジア地域への輸出に向けて競争力を高めていく。

2) 専用種トウモロコシ

トウモロコシについては中国の生産量はアメリカに次いで多いが、専用種の生産は多くない。主に 2 地域が重点的な産地である。黄淮海平原地域（河北省・山東省・河南省等 3 省 33 地区級市 98 県級市）、東北・内モンゴル自治区地域（黒龍江省・内モンゴル自治区・吉林省・遼寧省等 4 省 26 地区級市 102 県級市）である。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

- ①専用品種が少なく、構造が不合理である。
- ②圃場のインフラ整備が遅滞しており、天候の影響を受けやすい。
- ③加工業の発展が遅滞している。
- ④主要産地と主要消費地が分離しており、供給に課題がある。

主要な政策課題としては以下の通りである。

- ①生産農民に対する補助制度を拡充する。
- ②販売制度の改革を推進する。

発展目標としては、2007 年までに 2 地域の専用種トウモロコシの単収、総生産量を 20%高め、専用種トウモロコシ作付面積がトウモロコシ総作付面積の 60%前後に高める。こうして、中国北部からの輸出を増加させ、南部の輸入を抑制することによって、貿易における純輸出を拡大する。

3) 大豆

近年中国の大豆の輸入量は急激に増大しているが、国内生産はやや停滞している。問題は国内産大豆の競争力が低いためであり、改善が求められている。主に5地域が重点的な産地である。松嫩平原地域、三江平原地域、吉林省中部地域、遼河平原地域、内モンゴル自治区地域等4省30地区級市127県級市である。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

- ①品種と技術の更新が遅れている。
- ②単収が低いなど生産条件が劣っている。
- ③優良品種の生産地が分散している。
- ④加工能力が過剰で、地域分布が不合理である。

主要な政策課題としては以下の通りである。

- ①資金投入を増加させ、生産を拡充する。
- ②食糧リスク基金を改革し、大豆の所得保障に資金を使用できるように改変する。
- ③大豆加工産業を育成する。
- ④農業遺伝子組み替え作物管理条例を厳格に執行する。

発展目標としては、2007年までに東北地域大豆の含油率を世界平均水準に引き上げ、さらに平均単収を150kg以上に引き上げる。

4) 綿花

中国は世界最大の綿花生産国であり、消費国でもある。また最大の紡織品と服装の生産国であり、輸出国である。主に3地域が重点的な産地である。黄河流域地域（河北省・山東省・河南省・江蘇省・安徽省等5省50県級市）、長江流域地域（江漢平原・洞庭湖・鄱陽湖等40県級市）、西北地域（新疆ウイグル自治区・新疆兵団・甘粛省等30県級市）である。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

- ①綿花生産、加工施設とも小規模で、綿花圃場のインフラ整備も遅滞している。
- ②品質の悪い品種が多い。
- ③綿花加工産業の発展が遅れており、中間コストが高い。
- ④政府の綿花産業に対する支持が弱い。

主要な政策課題としては以下の通りである。

- ①品質の高度化が急務である。
- ②綿花の企業的経営を育成する。
- ③情報量を増加させ、マクロコントロールを強化する。
- ④財政支持制度を拡充する。
- ⑤綿花農家組合組織を発展させる。

発展目標としては、2007年には3地域の綿花の単収をムーあたり75kgに引き上げ、国

内の紡織企業への供給を増加させる。

5) アブラナ

中国は世界におけるアブラナの生産大国であり、現在世界生産量の3分の1を生産している。しかし需要も拡大しているため、輸入量が拡大しつつある。また国内産は含油量が低く、人体に悪影響を及ぼす物質の含有量も高いという問題がある。よって品種改良によって含油量が高く、悪影響の少ない品種の開発と普及が鍵となる。主に3地域が重点的な産地である。長江上流地域（四川省・貴州省・重慶市・雲南省等4省36県級市）、長江中流地域（湖北省・湖南省・江西省・安徽省・河南省等5省92県級市）、長江下流地域（江蘇省・浙江省等2省22県級市）である。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

- ①優良品種と一般品種の交雑が著しいため、優良品種の特性が生かせない。
- ②輸入品との比較で品質が劣っている。
- ③労働力コストが高い。
- ④加工企業が未発達で、能力が低い。

主要な政策課題としては以下の通りである。

- ①優良品種に対する補助金制度を推進する。
- ②搾油業に対する専用財政基金の創設を推進する。
- ③中核企業の育成を援助する。
- ④遺伝子組み換えアブラナの管理を徹底する。

発展目標としては、2007年までに長江流域のアブラナ産地を基本的に改良品種に切り替え、単収を高めることによって、菜種油の生産量を205万トン増加させる。結果として輸入量の減少をはかる。

6) サトウキビ

中国はサトウキビの世界第3位の生産国であるが、世界の主要生産国との比較で単収が低く、糖の含有量が低く、加工工場が小規模で、技術が低い等の問題点を抱えており、このため徐々に国際競争力を失いつつある。今後の国内需要に拡大に対応するためにも、品種改良と産地形成が必要である。主に華南地域で生産されており、広西チワン族自治区・雲南省・広東省等3省18地区級市48県級市である。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

- ①生産規模が著しく小規模である。
- ②インフラ整備の整わない圃場での生産が大部分を占めている。
- ③技術水準が低い。
- ④科学技術の投入が著しく不足している。

主要な政策課題としては以下の通りである。

- ①精糖企業の改革を推進する。
- ②国家備蓄を拡充するなどマクロコントロールを強化する。
- ③企業的経営の育成を推進する。
- ④国家的なサトウキビ生産の保護システムを構築する。

発展目標としては、2007年までに新品種の導入により単収をムー当たり4トンから5トンに高め、あわせて糖含有率を13.3%から14.5%に高めることによって、国際水準に高める。

7) 柑橘類

中国の柑橘類の生産量は世界第3位と多いが、オレンジ類が少ない、早生と晩生が少ない、生食用に偏り、加工用が少ない等の問題が存在している。また輸出量も少なく、果汁類はその多くを輸入に依存している。主に3地域が重点的な産地である。長江上中流地域（四川省・重慶市・湖北省等）、長江中流地域（湖南省・江西省・広西チワン族自治区等）、南部沿海地域（浙江省・福建省・広東省等）である。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

- ①生産規模が著しく小規模である。
- ②品種と成熟期が著しく偏っている。
- ③優良品種の普及が遅滞している。
- ④加工業との連携が不足している。

主要な政策課題としては以下の通りである。

- ①生態環境建設とリンクし、「退耕還林」政策の補助金を支出する。
- ②優良品種の普及を強化する。
- ③財政・金融・リスク管理面での支持を推進する。
- ④科学技術の普及に努める。
- ⑤企業的経営を育成する。

発展目標としては、2012年までに優良品種比率を現在の35%から50%以上に高め、ムー当たり単収も700kgから1,500kgに高める。また、加工用品種は2,000kg以上に高める。晩生種の比率を現在の20%から35%以上に高める。

8) リンゴ

中国のリンゴ園面積とリンゴ生産量は、それぞれ世界の40%と33%と高いが、全体として単収と品質が低い、収穫後の鮮度維持管理が良好でない等の問題もある。主に2地域が重点的な産地である。渤海湾沿岸地域（山東省・遼寧省・河北省等3省12地区級市28県級市）、西北黄土高原地域（陝西省・山西省・河南省・甘肅省等4省11地区級市27県級市）である。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

①加工用品種が少ない、早生種が少ない等の品種的な偏りが大きい。

②優良品種の供給システムの構築が遅れている。

③単収が低く、全体として品質がよくない。

④収穫後の貯蔵システムの建設が遅滞している。

主要な政策課題としては以下の通りである。

①生産調整政策を推進する。

②市場整備等の投資を拡大する。

③企業的経営を育成する。

発展目標としては、2007年までに主要産地2地域の優良品種比率を現在の30%から50%に高め、ムー当たり単収も現在の0.6トンから1トンに高める。優良品種比率の向上により、輸出量を現在の30万トンから90万トンに高める。

9) 肉牛

中国はアメリカ、ブラジルなどと並んで世界有数の牛肉生産国であるが、飼養技術が低い、肉質の高い牛肉の比率が低い、出荷率が低い等の問題を抱えている。しかし、コストが低い、BSEの発生がみられない等の輸出拡大に有利な条件もある。主に2地域が重点的な産地である。中原地域(河南省・山東省・河北省・安徽省等4省7地区級市38県級市)、東北地域(遼寧省・吉林省・黒龍江省・内モンゴル自治区等4省7地区級市24県級市)である。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

①生産水準が低く、品質が著しく劣っている。

②と畜加工施設建設が遅れている。

主要な政策課題としては以下の通りである。

①中核企業の育成を推進する。

②肉質の向上を推進する。

③優良品種の導入を推進する。

発展目標としては、2007年までに主要産地2地域の牛肉生産量を30%以上高め、輸出を拡大する。

10) 肉用羊：中国は世界第1の肉用羊生産国であるが、飼養技術が低い、肉質の高い羊肉の比率が低い、出荷率が低い等の問題を抱えている。主に4地域が重点的な産地である。中原地域(河南省・山東省・河北省・江蘇省・安徽省等5省6地区級市20県級市)、内モンゴル自治区中東部、河北北部地域(河北省・内モンゴル自治区等2省2地区級市10県級市)、西北地域(寧夏回族自治区・甘肅省・青海省・新疆ウイグル自治区等4省5地区級市15県級市)、西南地域(四川省・重慶市・雲南省・貴州省・広西チワン族自治区等5省5地区級市16県級市)である。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

①生産水準が低く、品質が著しく劣っている。

②と畜加工施設建設が遅れている。

主要な政策課題としては以下の通りである。

①中核企業の育成を推進する。

②肉質の向上を推進する。

③優良品種の導入を推進する。

発展目標としては、2007年までに主要産地2地域の牛肉生産量を30%以上高め、輸出を拡大する。

11) 牛乳

中国の牛乳生産は消費の拡大とともに急速に発展しているが、依然として年間1人当たり消費量は世界平均水準の100kgにたいして8kgとごくわずかである。酪農の発展も遅れており、飼養規模、乳量ともに低い。主に3地域が重点的な産地である。東北地域（黒龍江省・内モンゴル自治区等2省12地区級市37県級市）、華北地域（河北省・山西省等2省10地区級市29県級市）、都市近郊地域（北京市・天津市・上海市等3省市13県級市）である。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

①優良品種の乳牛が不足している。

②飼料生産と加工システムが遅滞している。

③牛乳加工企業規模が著しく小さい。

④企業的経営の育成が遅滞している。

⑤品質管理システムの構築が遅滞している。

主要な政策課題としては以下の通りである。

①大規模な中核企業を育成し、企業的経営の育成を推進する。

②科学技術の進歩を加速し、産業としての発展水準を高める。

③品質検査システムを拡充し、乳製品の安全を確保する。

④合作経済組織を援助し、発展させる。

⑤積極的に市場を開拓し、国民の乳製品の消費拡大を進める。

発展目標としては、2007年までに主要産地3地域の乳牛飼養頭数を280万頭に高め、平均搾乳量も20%前後向上させる。

12) 水産物

中国は世界の水産大国であり、養殖量は世界の70%に達している。近年品質安全問題がしばしば課題となっている。主に3地域が重点的な産地である。東南沿海地域（浙江省・福建省・広東省・広西チワン族自治区・海南省等5省28地区級市43県級市）、黄海・渤

海沿海地域（山東省・河北省・遼寧省等 3 省 9 地区級市 23 県級市）、長江中下流地域（江蘇省・安徽省・江西省等 3 省 11 地区級市 12 県級市）である。

現在の直面している課題としては、以下の通りである。

- ①品質の安全問題が突出した問題であり、輸出拡大の大きな制約となっている。
- ②優良品種の普及が遅滞しており、品質の悪い品種が多い。
- ③養殖生産における基礎インフラ建設が遅れている。
- ④養殖における病害の蔓延が深刻である。

主要な政策課題としては以下の通りである。

- ①資金を投入し、輸出用養殖基地の建設を推進する。
- ②政府が先頭に立って国際市場開拓を推進する。
- ③税の減免等、企業と漁民の負担を削減し、国際競争力を強化する。

発展目標としては、2007 年までに主要産地 3 地域の優良品種比率を現在の 70%から 80%に高める。

（3）特産農産物の産地育成

1) 特産農産物発展政策

上述してきたのは、農産物の中でもとくに重要な農産物の産地分布を示したものであるが、中国農業部はこれに続いて、特産農産物の産地育成を一つの重要政策として実施している。そこで、以下ではこれについて 2007 年に発表された「特産農産物地域分布計画（2006～2015 年）」（「特色農産品区域布局規画」2006～2015 年）¹⁰（以下、特産農産物分布計画と略す）からみてみよう。

特産農産物分布計画では、計画期間内に 10 種 114 品目の特産農産物の産地育成について計画している（詳細な産地一覧は別表参照）。

この計画の主な目的は各地域の特産物を開発し、地域経済を発展させる、いわゆる「一村一品」運動を発展させ、各地域の特産農産物の生産を振興し、地域経済の発展を促進するねらいがある。報道によると、2006 年末には「一村一品」村はすでに中国全土で 4 万村に達しているというから、各村、各郷鎮ごとに特産物の産地化がかなり進んでいることがわかる¹¹。

この特産農産物の発展計画にかかわる産地育成の重点は以下の通りである。

①特産農産物品種の育成：特産農産物品種の保護、特産農産物新品種の開発、特産農産物優良品種の拡大。

②特産農産物産業の標準化と管理：特産農産物標準の制定、特産農産物品質の監督とコ

¹⁰ 「特色農産品区域布局規画（2006～2015 年）」中国農業信息网 2007 年 7 月 24 日、参照。

¹¹ 「農業部毎年推 150 個一村一品示範村、2006 年底一村一品專業村已達 4 万多個」中国農業信息网 (<http://www.agri.gov.cn/>) 2007 年 9 月 28 日から。

ントロール、特産農産物生産モデル地域の建設。

③特産農産物の生産技術の向上と普及：特産農産物生産技術の研究開発、特産農産物加工・貯蔵技術の研究開発、特産農産物生産技術の訓練。

④特産農産物加工：特産農産物の伝統的加工技術の発展、特産農産物加工技術の高度化と深化。

⑤特産農産物のマーケティング：特産農産物専門市場の建設、特産農産物市場情報配信システムの建設。

2) 特産農産物生産の現状

中国の農産物資源は非常に広範であり、地域ごとに大きな相違が存在する。よって各地域では、その地域の所与の資源・気候・土壌状況等に基づき、さらに市場状況に依拠して、新たな特産物の開拓に努力し、農民所得の向上をはかってきた。こうした努力により、いくつかの特産農産物は地域経済の中心になっただけではなく、世界各国に輸出され、外貨収入を拡大してきている。

2005年の統計によれば、以下のような成果を上げるに至っている。

①食用菌類生産量は421.3万トンで、世界の生産総量の70%以上を占める。

②雑穀の年間生産量は5,000万トン以上に達し、世界の生産総量の30%以上を占めている。

③茶葉の輸出量は28.7万トンに達し、輸出額は4.84億ドルに達した。

④ライチ、パイナップル、バナナ、ヤシ等の熱帯果樹の生産量は1,105.7万トンに達している。

⑤繭の生産量は58.4万トンに達し、販売額は120億元に達している。

⑥花卉栽培面積は70万haに達し、花卉販売額は503.3億元に、輸出額は1.54億ドルに達した。

⑦漢方薬原料の栽培面積は121.3万ha、輸出量19.8万トン、輸出額2.8億ドルに達した。

⑧特産水産物の生産量は3,393.3万トンに達し、輸出額は75.3億ドルに達した。

このように特産農産物の生産は拡大しているものの、課題も多い。

①生産規模が小さく、加工部門等が未成熟で、集約化と大規模化が著しく遅れている。

②技術水準が低く、研究部門への投資も少ない。優良品種比率が低く、加工技術も後れている。

③産業部門ごとに標準化が遅れており、市場への対応も遅れている。

④市場の発展が遅滞しており、特色ある農産物の販売に大きな問題が生じている。

3) 特産農産物の産地分布

具体的な産地分布と発展目標、課題等は以下の通りである。

①特産野菜

現在中国では野菜全体としては、やや生産過剰傾向が発生しており、季節的、地域的にはそれが深刻化している。そこで各地域において地域の特殊性に基づいた特産野菜を発展させ、地域経済の活性化を図る。

- a. レンコン：江漢平原、洞庭湖南部、千島湖および太湖、広西チワン族自治区中部、江蘇省北部、山東省黄河三角州。
- b. コンニャク：四川・陝西省境武陵地域、雲南省・貴州省・四川省。
- c. ジュンサイ：浙江省杭州、江蘇省呉県、重慶市石柱、湖北省利川、四川省雷波。
- d. ラッキョウ：雲南省、湖北省、湖南省、江西省、浙江省天台。
- e. サトイモ：雲南省中西部、広西チワン族自治区東北部、浙江省、福建省、湖北省、山東省東南部。
- f. タケノコ：中国東南部、中国西南部、陝西省南部。
- g. ワスレグサ（黄花菜）：甘肅省、陝西省、湖南省、貴州省、湖北省、河南省。
- h. ユリ：甘肅省、青海省、河南省西部、江蘇省、安徽省、江西省万載、湖南省隆回。
- i. オニビシ：広西チワン族自治区東北部、雲南省西部、浙江省、安徽省、江西省、湖北省中部。
- j. 黒キクラゲ：中国東北地域、浙江省、福建省、四川・陝西省境伏牛山間部、甘肅省南部、雲南省、広西チワン族自治区。
- k. 白キクラゲ（銀耳）：福建省、四川・陝西省境山間部、貴州省西北部。
- l. マツタケ：青海チベット高原東部、長白山一帯、河北省承德。
- m. トウガラシ：中国西南地域、湖南省、湖北省、河南省、陝西省、甘肅省、中国東北地域、黄淮海地域、海南省。
- n. 山椒：中国西南地域一帯、陝西省、甘肅省、青海省、チベット自治区東南部。
- o. ハッカク（八角）：広西チワン族自治区西南部、広西チワン族自治区東南部、雲南省東南部。

発展目標としては、2015年までに、優良品種の普及率を95%に高め、特産野菜の産地を各地に建設し、品種を拡大し、一部はブランドを形成する。

②特産果樹

果樹は生活水準の向上とともに国内需要が拡大しており、輸出も拡大傾向にあることから、今後有望な農産物ということが出来る。計画では、重点的に発展させる25種類の果樹を指定している。

- a. ブドウ：新疆ウイグル自治区、甘肅省、寧夏回族自治区、環渤海湾地域、黄河故道、汾渭平原、雲南省、吉林省。
- b. 特産ナシ：新疆ウイグル自治区南部タリム盆地（庫爾勒香梨）、山東省萊陽（萊陽梨）、河北省中部および山東省西北部（鴨梨）、河北省中部（雪花梨）、山東省・江蘇省・安徽省にまたがる黄淮平原（碭山梨）、河南省南部（砂梨）、吉林省延辺（リンゴ梨）、遼寧

省沿海地域（南果梨・錦豊梨）、甘肅省河西回廊（リンゴ梨）、陝西省渭北および山西省中南部（酥梨）、北京市近郊（京白梨）、浙江省中部（砂梨）、重慶市南部（砂梨）、雲南省中南部（砂梨）。

c. 特産モモ：北京市平谷、山東省西部平原、河北平原西部、陝西省・甘肅省中部、江蘇省、浙江省、上海市。

d. サクランボ：遼寧省大連、河北省秦皇島、北京市近郊、山東省膠東半島、陝西省、甘肅省中部。

e. ザクロ：新疆ウイグル自治区南部、陝西省臨潼・礼泉、安徽省懷遠・淮北、四川省・雲南省高原地域、山西省南部。

f. ヤマモモ：浙江省、福建省、江蘇省太湖周辺、安徽省歙県、湖南省靖州、雲南省石屏。

g. ビワ：浙江省、福建省、広東省、湖北省、湖南省、広西チワン族自治区、四川省、雲南省、江蘇省呉中、安徽省歙県。

h. 特産ザボン：福建省、広東省、江西省、広西チワン族自治区東北部、湖南省南部、浙江省中南部、湖北省、重慶市、雲南省。

i. キウイフルーツ：陝西省、甘肅省、河南省、重慶市、湖南省、貴州省、湖南省、江西省、四川省中部。

j. 特産ナツメ：河北省、山東省西北部、黄土高原、甘肅省、新疆ウイグル自治区。

k. アンズ：河北省・山西省北部山地、甘肅省、陝西省東部。

l. 特産クルミ：雲南省中西部、山西省、河北省、陝西省、甘肅省、青海省、チベット自治区東南部、新疆ウイグル自治区和田、山東省泰山、浙江省天目山。

m. クリ：北京市、天津市、河北省東北部、山東省丘陵地域、湖北省・安徽省大別山、江蘇省、安徽省丘陵地域、陝西省南部、湖北省西部、雲南省中部。

n. カキ：北京市、河北省太行山、山西省、河南省、陝西省、甘肅省、広西チワン族自治区北部、山東省中部。

o. アーモンド：新疆ウイグル自治区南西部

p. カヤの実：浙江省会稽山

q. リュウガン：福建省、広東省、海南省、広西チワン族自治区南部、雲南省、四川省瀘州。

r. ライチ：広東省、広西チワン族自治区南部、福建省東部、海南省、雲南省南部、四川省瀘州。

s. バナナ：福建省、広東省、海南省、広西チワン族自治区南部、雲南省。

t. オリーブ：福建省、広東省。

u. ヤシ：海南省。

v. カシューナッツ：海南省。

w. パイナップル：広西チワン族自治区西南部、福建省、広東省、海南省東部、雲南省南部。

- x. マンゴー：広東省、広西チワン族自治区、海南省西部、雲南省、四川省、福建省南部。
- y. パパイヤ：広東省、広西チワン族自治区、海南省、雲南省西南部、福建省南部。

発展目標としては、2015年までに、60～80種の中国独特の特産品種を育成し、各地に産地を形成し、一部の品目ではブランドを形成する。また、生産・加工・販売の一貫したシステムを構築する。

③特産豆類、雑穀、搾油作物

中国は雑穀、搾油作物の品種が多く、それらの多くは多くの作物は乾燥に優れているため、中国北部、西北部でも栽培可能である。またいくつかの作物は重要輸出品でもあり、今後開発が待たれている。

a. インゲン豆：雲南省、四川省、貴州省、重慶市、新疆ウイグル自治区、甘肅省、陝西省、黒竜江省、吉林省、内モンゴル自治区、山西省、河北省、山東省。

b. 緑豆：内モンゴル自治区、黒竜江省、吉林省、遼寧省、陝西省、山西省、河北省、山東省、河南省、安徽省、湖北省、四川省、重慶市、広西チワン族自治区。

c. 小豆：黒竜江省、吉林省、遼寧省、北京市、天津市、河北省、内モンゴル自治区、山西省、陝西省、甘肅省、湖北省、重慶市、雲南省。

d. サヤインゲン：陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、河北省、山東省。

e. ソラマメ：雲南省、四川省、重慶市、広西チワン族自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、山西省、河北省、江蘇省。

f. エンドウ：甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、四川省、重慶市、湖北省、雲南省、貴州省、河北省、江蘇省。

g. ソバ：陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、内モンゴル自治区、山西省、雲南省、貴州省、四川省、重慶市、チベット自治区、広西チワン族自治区、安徽省。

h. エン麦：甘肅省、寧夏回族自治区、内モンゴル自治区、山西省、河北省、雲南省、四川省、貴州省。

i. ハダカムギ：チベット自治区、青海省、甘肅省、四川省、雲南省。

j. アワ：山西省、陝西省、甘肅省、内モンゴル自治区、河北省、遼寧省、黒竜江省、山東省。

k. キビ：陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、内モンゴル自治区、山西省、河北省、黒竜江省。

l. コウリヤン（高粱）：黒竜江省、吉林省、遼寧省、内モンゴル自治区、陝西省、甘肅省、山西省、河北省、天津市、山東省、四川省、重慶市、貴州省、湖北省、広西チワン族自治区。

m. ハトムギ：雲南省、貴州省、広西チワン族自治区。

n. ビール大麦：新疆ウイグル自治区、甘肅省、陝西省、内モンゴル自治区、黒竜江省、江蘇省、河南省、安徽省、雲南省。

o. ホップ：新疆ウイグル自治区、甘肅省。

p. ゴマ：河南省、湖北省、安徽省、江西省、陝西省、重慶市。

q. アマ：甘肅省、内モンゴル自治区、寧夏回族自治区、山西省、河北省、新疆ウイグル自治区、陝西省。

r. ヒマワリ：黒龍江省、吉林省、遼寧省、内モンゴル自治区、山西省、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区。

発展目標としては、2015年までに、60～100種の特産品種を育成し、優良品種の普及率を95%以上に高める。各作物の加工度を高め、新たな需要を掘り起こし、輸出を拡大する。

④特産飲料

中国は茶に関する歴史が悠久で、茶品種資源に富み、栽培も広範に及んでいる。しかし、現在農薬や重金属の残留問題が大きな課題となっている。またコーヒーは雲南省や海南省等で近年生産が拡大しているが、品質は低く、生産・加工技術にも開発の余地が大きい。

a. 紅茶：安徽省南部、雲南省西部、広東省・広西チワン族自治区の一部。

b. ウーロン茶：福建省西北部、福建省南部、広東省東部。

c. プアール茶：雲南省西南部。

d. 緑茶：安徽省黄山、江蘇省太湖、浙江省、福建省、広東省、広西チワン族自治区、海南省、四川省、貴州省、雲南省。

e. コーヒー：雲南省西南部、広東省雷州半島、海南省西北部。

発展目標としては、2015年までに、全面的に近代的栽培方法を普及する。農薬と重金属の残留に留意し抑制する。加工技術を向上させ、ブランドを確立する。

⑤特産花卉

経済発展とともに花卉の需要は拡大しているが、中国の国内生産は資源保護、管理が不十分であること、品種構造が不合理であること、生産水準が遅れていること、花卉市場の建設が遅れていること等の問題を抱えている。

a. 切り花：雲南省中部、浙江省東北部。

b. 球根：福建省南部（水仙）、青海省東部（チューリップ、ユリ）、雲南省西北部（ユリ）、雲南省東北部（ユリ）、甘肅省中部（ユリ）、陝西省東部・西部（ユリ）、遼寧省凌源（ユリ、ショウブ）。

c. 盆栽：福建省沿海地域、浙江省中北部、広東省珠江三角洲、安徽省南部、江蘇省中南部。

発展目標としては、2015年までに、特色ある花卉の新品種を開発・普及し、品種構造を高度化する。近代的な花卉の卸売市場を建設する。

⑥特産繊維作物

中国の養蚕業は生産規模が大きく、輸出量も多いが、桑畑が分散しており、品質検査水

準も低いなどの問題を抱えている。

a. 生糸：広西チワン族自治区、四川省東部、重慶市南部、雲南省、江蘇省沿海部、浙江省西北部、安徽省西部、湖北省北部、江西省、広東省西北部、陝西省南部、甘肅省南部。

b. 苧麻：湖南省、湖北省、江西省、四川省東部。

c. アマ：黒竜江省、新疆ウイグル自治区イリ、甘肅省中東部、雲南省。

d. サイザル麻：中国華南。

発展目標としては、2015年までに、特色ある繊維資源を開発・普及し、効率の高い生態系に配慮した繊維産業を発展させる。生産・紡織・販売を一体化した産業体系を建設し、国際競争力を高める。

⑦漢方薬原料

国際社会において中国の漢方薬がしだいに認知され、その需要は増大しつつある。問題点としては、生産技術が低いこと、市場管理の不備からニセ製品が市場に出回っていること、毎年の価格変動が大きいことなどがあげられる。

a. サンシチソウ（三七）：雲南省東南部、広西チワン族自治区西南部。

b. バイモ（川貝母）：四川省西部、チベット自治区東部、甘肅省南部。

c. ヤマイモの一種（懷山薬）：河南省焦作。

d. オニノヤガラ（天麻）：中国西南部、陝西省・四川省境山間部、湖北省西部、安徽省西部、湖南省西部。

e. 杜仲：陝西省・四川省境山間部、武陵山間部、大婁山間部。

f. クコ：寧夏回族自治区、内モンゴル自治区、新疆ウイグル自治区精河。

g. タイソリオオギ（黄芩）：内モンゴル自治区東部、黒竜江省北部、甘肅省南部、青海省東部、四川省西北部、陝西省中部、遼寧省東部、吉林省長白山、山東半島。

h. 朝鮮人参：吉林省長白山。

i. アキノタムラソウ（丹参）：甘肅省南部、四川省中江・青川、湖北省孝感、天津市薊県。

j. 林蛙：吉林省長白山、大興安嶺、小興安嶺。

k. ロクジョウ（鹿茸）：吉林省中南部、黒竜江省中南部、遼寧省北部。

l. トウキ（当帰）：雲南省西北部、甘肅省南部

m. ラカンカ（羅漢果）：広西チワン族自治区東北部。

n. 朝鮮ゴミシ（北五味子）：中国東北地域。

o. 浙貝母：浙江省中部。

p. センキュウ（川芎）：四川省成都。

q. 金銀花：河南省新郷、山東省平邑、四川省巴中、広西チワン族自治区忻城。

発展目標としては、2015年までに、特色ある漢方薬原料産地を建設する。漢方薬原料の原産地における種子資源の保護地域を建設する。

⑧特産草食家畜

中国は草地資源に恵まれており、資源面で発展の可能性は大きい。しかし、過放牧は生態環境の悪化をもたらしており、大きな問題をはらんでいる。また、加工技術が低い、飼養規模が小さい等の問題も多い。

a. ヤク：青海・チベット高原。

b. 細毛羊：新疆ウイグル自治区北部、内モンゴル自治区中東部、河北省西北部、吉林省、黒竜江省西部。

c. カシミア山羊（絨山羊）：チベット自治区西部、内モンゴル自治区、陝西省北部、河北省北部、遼東半島、黒竜江省中北部、新疆ウイグル自治区西北部、甘肅省河西回廊、青海省チャダム。

d. チベット綿羊：チベット自治区、青海省、甘肅省南部、四川省西部、雲南省西北部。

e. 灘羊：寧夏回族自治区中部、甘肅省中部、陝西省西北部。

発展目標としては、2015年までに、健全な優良品種繁殖、防疫、市場情報等の支援体系を整備する。畜産物加工業を発展させ、国際標準規格に適合させ、国際競争力を有する加工企業を育成する。さらに、10あまりの草食畜産物ブランドを確立する。

⑨特産家畜

中国豚肉市場は基本的にバランスしているが、特色ある肉類の需要は今後も増大するものと考えられる。しかし、ブランド化の遅れ、過小な生産規模、加工能力不足等問題も多い。

a. 金華豚：浙江省中西部、江西省東北部。

b. 烏金豚：雲南省・貴州省・四川省境金沙江流域。

c. 香豚：貴州省東南部、広西チワン族自治区西北部。

d. チベット豚：チベット自治区東南部、雲南省西北部、四川省西部、甘肅省南部。

e. 特産ブロイラー：中国華北地域、長江中下流域、中国華南地域、中国西南地域、中国東北地域、中国西北地域。

f. 特産家禽：長江中下流域、中国東南沿海、中国西南地域、黄淮海地域、東北地域松花江。

g. 特産養蜂：中国東北地域、中国東南地域、華中地域、中国西部地域、華北地域。

発展目標としては、2015年までに、健全な優良品種繁殖基地を建設する。また緑色食品に登録し、環境に優しい製品を生産する。加工業を発展させ、国際標準規格に適合させ、国際競争力を有する加工企業を育成する。

⑩特産水産物

水産物の需要は増大傾向にあり、今後も増大するものと見込まれている。しかし、禁止薬物の使用等安全問題の懸念も高まっている。

- a. アワビ：遼寧省、山東省沿海地域。
- b. ナマコ：遼寧省、河北省、山東省、江蘇省沿海地域。
- c. ウニ：遼寧省、山東省沿海地域。
- d. 真珠：広西チワン族自治区、広東省、海南省、浙江省、江蘇省、江西省、安徽省、湖北省、湖南省。
- e. 桂魚：湖南省、湖北省、江西省、安徽省、江蘇省、浙江省、広東省。
- f. マス：北京市、河北省、山西省、遼寧省、黒竜江省、雲南省、貴州省、四川省、甘肅省。
- g. ギギ（長吻鮠）：四川省、重慶市、湖北省、江西省、安徽省、広東省。
- h. テナガエビ（青蝦）：江蘇省、浙江省、安徽省、江西省、湖北省、山東省。
- i. 鋸縁青蟹：浙江省、福建省、広東省、広西チワン族自治区、海南省。
- j. 黄鰯魚：黒竜江省、遼寧省、江蘇省、安徽省、江西省、湖北省、湖南省、四川省。
- k. タウナギ：江蘇省、安徽省、江西省、湖北省、湖南省、四川省。
- l. イカ（烏鰧・墨魚）：江蘇省、浙江省、江西省、安徽省、湖北省、湖南省、山東省、広東省。
- m. ナマズ（鯰魚）：遼寧省、山東省、江蘇省、江西省、湖北省、湖南省、四川省、広東省、広西チワン族自治区。
- n. スッポン（亀鱉）：江蘇省、浙江省、江西省、湖北省、湖南省、広東省。
- o. クラゲ：遼寧省、河北省、山東省。

発展目標としては、2015年までに、安全に配慮した優良品種繁殖基地を建設する。またいくつかの国際競争力を有する加工・輸出企業群を育成し、国際市場で地位を固め、輸出を拡大する。

4) 有機農産物産地の現状

近年中国では有機農産物に関する関心が高まっている。これは以下に述べるように、2000年以降、徐々に大きな問題となってきた食品安全問題の深刻化を背景としたものである。

こうしたことから、現状では有機農産物、緑色食品、無公害農産物等の何らかの認証を受けた農産物を生産する産地は大きな広がりを示しつつある。国家計画では、11期5カ年計画期期末（2010年末）において、この3種の認証を受けた農産物の全農産物に占める比率を35%程度に引き上げようとしている¹²。

この計画を実現するため、パイロット機能を果たすために、2010年末には無公害農産物生産モデル基地1,000、緑色食品モデル基地600、有機農業モデル基地100を全国に建設す

¹² 「“十一五”我国将新建1000個無公害農産品生産示範基地」中国農業信息网 (<http://www.agri.gov.cn/>) 『経済日報』2007年6月18日から。

るとしている。さらに新規に、無公害農産物を2万5,000種、緑色食品および有機食品を2万種認証する計画であるという。

3. 中国における輸出農産物基地の動向

(1) 2007年の中国の食品安全問題

1) 2007年の食品をめぐる状況

2007年前期は、2002年の日本の輸入野菜における残留農薬問題の発生に匹敵する規模で、中国の食品・薬品・農産物等の安全問題に関する報道が急増した。詳しくは以下で述べるが、今回の一連の報道の特徴は、中国国内・日本・東アジア地域における事件発生報道がそれほど多くないのにたいして、むしろ北米、南米、ヨーロッパ等の地域での事件発生報道が多くみられることである。

振り返ってみると、1990年代後半以降、中国産農産物・食品の安全問題は、中国国内のみならず、日本・韓国・香港・台湾等の東アジアの周辺国・地域において徐々に大きな問題となってきた。その代表的事件が、2002年に日本で発生した中国産輸入野菜における残留農薬事件であった。この時には、中国から日本に輸出されたハウレンソウ等の葉茎菜類の冷凍野菜および生鮮野菜から基準値を上回る残留農薬が検出され、一部は事実上の輸入停止となるなど、一般消費者や輸入企業に大きな衝撃を与えたことは記憶に新しい¹³。この事件およびアメリカ産牛肉のBSE問題、鳥インフルエンザ問題の発生などにより、日本の一般消費者において輸入農産物・食品にたいする不信感が一挙に拡大したのは周知の通りである。

そこでここでは、2007年に入って、ふたたび問題化しつつある中国産農産物・食品の安全問題が、現在の中国において、どのような状況であるのか、また、それにたいして中国政府と輸出野菜・農産物の産地においてはどのような対策がとられているのか、その有効性はどうか、等の点を中心に報告する。

2) 2007年における中国産食品・農産物の安全問題の発生

2007年4月以降、中国産食品・農産物・薬品等における安全問題に関わる報道は、枚挙に暇がない状況であったといっても過言ではない。とくに社会に大きな影響を与えた事件としては、パナマ向けに輸出されたせき止めシロップの中に、ジエチレングリコール（DEG：不凍液等の原料、肝臓、中枢神経系、腎臓への毒性が強い）に汚染された薬用甘味料のTDグリセリンが含まれており、老人や子供など100人以上の死亡が確認された事件

¹³ こうした一連の事件の経緯と、中国における農産物の生産・流通・輸出等にかんする実態については、大島一二編著『中国野菜と日本の食卓 ―産地、流通、食の安心安全・安心―』芦書房 2007年を参照いただきたい。

があげられる¹⁴。このDEGによる汚染事件では、その後、中国産練り歯磨きに製造過程でこれが混入している危険があるとして、アメリカ当局が中国産練り歯磨きの検査を強化したとの報道もある¹⁵。さらに2007年6月に入って、日本でも、中国から輸出されたDEGに汚染された業務用練り歯磨き（主にホテル・旅館用）の輸入業者による回収が行われている¹⁶。

このDEG関連の一連の事件の他、中国から米国とカナダへ輸出された有害ペットフード事件の影響も大きい。この事件では、原料の小麦グルテンに有機化合物が混入し、米国とカナダでペットが腎不全で死亡するケースが相次いだため、回収の対象は95種、6,000万点に上ったと報道された¹⁷。

これらの事件の発生と相前後して、食品関連の多くの事件も報道されている。例えば、「中国からの『危険食品』、米が107件差し押さえ」¹⁸によれば、米食品医薬品局（FDA）が2007年4月の1カ月間で、中国からの輸入食品貨物107件を危険性があるとして水際で差し押さえていたことを報じている。ほかにダイエット用の補助食品や化粧品など1,000件余りも差し押さえられているという。また、現実には6月末には、米食品医薬品局（FDA）が、中国産のウナギ、エビなど5種類の養殖魚介類から抗菌剤が検出されたとして、輸入規制に乗り出す事件が発生した¹⁹。また日本政府も、これとほぼ同時期に、数種類の中国からの輸入水産物から抗菌剤等が発見されたとして輸入禁止措置を実施している。

この他、周知のように、2008年1月末には日本に輸入された冷凍餃子から有機リン系殺虫剤メタミドホスが検出され、これを食した日本の消費者が入院するなど、大きな問題となった。2008年1月末現在この問題の原因は特定されていないが、中国産食品・農産物にたいする不信はかなり深刻となっている。

さらに、食品・農産物の安全問題以外にも、以前から多かった偽物食品・薬品に関する告発も多い。例えば、「偽食品、中国深刻、キクラゲ・粉ミルク…」²⁰では、中国産の食品や薬品に偽物が多いこと、それらの多くにおいて安全への疑問が払拭されていないこと等の問題が提起されている。

ここまでみてきたように、2007年に入ってから、この種の事件の頻発は、2002年の日本の残留農薬問題の発生時を彷彿とさせる事態である。こうした一連の事件を背景に、「食品の安全問題、米中経済対話の議題に＝米財務長官」²¹においては、アメリカのポー

14 「中国製医薬品とペットフードから毒性物質、100人死亡」『朝日新聞』2007年5月9日。

15 「米が中国産練り歯磨き検査 パナマなどで有毒物質検出」『産経新聞』2007年5月24日。

16 「また中国製練り歯磨きから毒性物質、輸入業者が自主回収」『読売新聞』2007年6月20日。

17 「中国製医薬品とペットフードから毒性物質、100人死亡」『朝日新聞』2007年5月9日。

18 「中国からの『危険食品』、米が107件差し押さえ」『朝日新聞』2007年5月21日。

19 「中国産ウナギ・エビなどに抗菌剤、米が輸入規制へ」『読売新聞』2007年6月29日。

20 「偽食品、中国深刻、キクラゲ・粉ミルク…」『朝日新聞』2007年5月21日。

21 「食品の安全問題、米中経済対話の議題に＝米財務長官」『朝日新聞』2007年5月23日。

ルソン財務長官が5月22日、CNNとのインタビューの中で、アメリカが中国から輸入する食品の安全をめぐる問題が、米中戦略経済対話での議題のひとつになるとの認識を示したことが報道された。

こうして、中国の食品・農産物安全問題は、中国の国内問題から、しだいに国際問題となりつつあるといえる。これは、中国からの全世界への食品・農産物の輸出規模が拡大の一途をたどっていることに付随していると考えられる。つまり、これまでは、たとえ食品公害問題が発生していたとしても、その大部分は中国国内での発生に留まっており、ある意味で、国際社会の大きな関心を喚起してはこなかった。しかし、21世紀に入って、中国の貿易額が急速に拡大するに従って、日本での残留農薬問題の発生、そして今回の欧米での一連の事件の発生と、その範囲と衝撃は、これまでにない規模に拡大しているのである。この結果、中国政府にたいしては、食品安全問題における慎重な対応が、これまで以上に国際社会から求められることとなったと考えられよう。

(2) 中国における食品・農産物の安全確保と政府の対応

1) 中国国内の食品・農産物の安全状況

では、現在、中国国内では食品・農産物の安全問題はどのような状況にあるのであろうか。

拙著で述べているように、中国国内においても、この問題にたいする関心は1990年代後半以降急速に高まりをみせている²²。それは、1980年代終盤から香港で大きな問題となった「毒菜事件」（農薬に汚染された野菜で農薬中毒を起こす市民が多数発生した事件）が、さらにその範囲を拡大し、1990年代後半には上海市や広州市等の中国国内の大都市でも頻発したこと、さらに、この事件とほぼ軌を一にして、中国国内で数多くの食品公害事件がおこり、多くの被害者が発生したこと等により、一般市民やマスコミの側から多くの懸念が提起されたことが契機となっていると考えられる。

とくに、2004年に中国国内で大きな話題となった書籍である『食品安全調査』²³は、こうした一連の食品公害事件を集中的に告発した著作であった。この著書で最初に目をひくのは、安徽省で発生し、日本でも一部で報道された「劣質粉ミルク事件」である。乳幼児に栄養失調者まで発生させたこの悪質事件は、安徽省だけでなく、黒竜江省・江西省等中国各地で発生していたことが報告されている。このほか、この『食品安全調査』では、モヤシの過剰漂白、野菜の残留農薬事件、毒性の高い畜産製品、ニセ酒、ニセ酢、ニセタピオなど、30件以上の食品公害事件を告発している。

このように、いまだ中国の食品公害問題が深刻な状況であることは疑いがない。これは、

²² この点については、前掲大島一二編著『中国野菜と日本の食卓 ―産地、流通、食の安心安全・安心―』、さらに拙稿「中国における食の安全と問題点」『東亜』第450号 財団法人 霞山会 2004年12月、において、当時の中国国内における農産物・食品の安全問題を解説している。参照いただきたい。

²³ 任盈盈他『食品安全調査』東方出版社、2004年

現在の中国経済が、まさに日本の1960年代の高度経済成長期を彷彿とさせる急速な経済成長期に突入していることと無関係ではないだろう。日本においても、高度経済成長期は、食品公害問題が大きくなりすぎた時期でもあった。日本の1960年代に大きな話題になり、使用禁止となった食品添加物等の事例として、人工甘味料のチクロ（サイクラミン酸ナトリウム、発ガン性・催奇形性の懸念）、ズルチン（臓機能障害や発ガン性の危惧）、サッカリン（サッカリンナトリウム、発ガン性の懸念）、また、主に豆腐の合成保存料として使用されてきたAF2（発ガン性の懸念）、さらにはPCB（ポリ塩化ビフェニル）汚染であるカネミ油症事件（肝機能障害、発ガン性の危惧）等、が当時の典型的な事件としてあげられる²⁴。1960年代のような急速な経済発展期においては、日本においても企業間競争の激化によるコスト削減のために、多くの食品添加物が使用されはじめ、この一方で、それらを制御する技術も現在に比べれば低いレベルであったため、全国で食品公害が発生、拡大していったのである。また、一般に食品関係企業は中小零細企業が多く、機械化・加工工程の規範化のレベルもあまり高くなかったことが問題を大きくしたと考えられる。

こうした1960年代の日本の食品公害発生の事情は、現在の中国において、さらに悪い状況として再現されているものと考えられる。このことは、たとえば、日本でも報道された、雑誌『瞭望』の記事「中国食品安全處於風檢高発期食品監管強勢出手」（「中国の食品安全は高リスク期に至っており、食品の管理・監督を強化しなければならない」）²⁵において明らかである。

この『瞭望』の報道では、「国家質量監督檢驗檢疫総局」²⁶（「国家品質監督検査檢疫総局」、以下、「国家質檢総局」と略す）食品生産監督管理司の鄔建平司長の話として、以下のような中国の食品産業の現状を紹介している。つまり、鄔建平司長は、「現在我が国（中国）の食品産業の生産力水準は依然として低く、国家質檢総局が調査した45万社の食品生産企業中、従業員10人以下の食品生産・加工の『小作業場』程度の規模の零細企業が35万社を占めており、全体の29%の企業が表示を怠り、60%の企業が工場からの出荷の際に製品の検査を行っていないか、そもそも検査を実施する設備や能力を有していない。また、調査対象の45万社の中で、衛生許可証と工商營業免許が整っていない企業は22万社、完全に無許可・無免許の企業は16万社であった。これらの『小作業場』は、数は多いが、規模は小さく、分散しており、施設は劣り、生産工程は雑である。こうした『小作業場』企業の改良をどう進めるかが、これが食品安全水準の向上に必要な条件となる」と指摘している。この報道は、一部の日本のマスコミでも報道され、話題となったが、このような中国の食品産業の現状では、現在の中国で食品公害問題が顕在化するのには、ある意味

²⁴ これらの日本で禁止されている食品添加物の一部は、現在中国で許可されているものもある。

²⁵ 「中国食品安全處於風檢高発期 食品監管強勢出手」の他、「保障餐桌安全」、「食品監管強勢出手」『瞭望』2007年5月23日。

²⁶ 国家質量監督檢驗檢疫総局（国家質檢総局、またはたんに質檢総局とよばれる）は輸出入製品の品質管理、檢疫業務等を監督する機関。

で当然のことといえよう²⁷。

2) 拡大する安全問題への関心と政府の対応

とはいえ、現在の中国において、こうした食品公害問題がまったく野放し状態にあるわけではないことも忘れてはならない。

上述の一連の国際的事件発生にたいし、中国政府の対応は従前との比較で速いものであった。「食品の安全へ法整備を表明、国際会議で中国当局幹部」²⁸では、国家質検総局の李伝卿副局長が、5月21日、北京で始まった国際会議で、製品の安全性を高めるための法整備を進める考えを表明したことを報道している。これは、前述の中国産の食品や薬品の原料から毒性物質が検出されたことにより国際社会の不安が高まっていることに比較的速く対応したものである。また、「中国、食品の安全確保へ各国と連携」²⁹では、中国外務省の姜瑜副報道局長が、5月22日の記者会見で、食品など中国製品に対する不安の高まりについて「国際社会との交流と協力を展開し、製品の安全確保を図りたい」と述べ、日米欧など各国と連携し安全管理の徹底に取り組む考えを示した、と報道している。こうした比較的速い対応は、これまでにはほとんどみられなかったものである。このことは、野菜、加工食品等の世界の主要な食料供給国の1つとなった中国にたいして、各国政府、企業、消費者の関心が高まってきており、それにたいして、中国政府・関係機関・企業もそれを無視することはできない状況に至っていることを示していると考えられよう。

また、中国国内における中国政府・マスコミの対応に目を向ければ、こうした食品安全問題への関心の高まりと、報道の増加という変化は、国際レベルの問題だけにおこっているわけではないことがわかる。たとえば、前述した『瞭望』の記事「中国食品安全處於風檢高発期・・・」では、前述した中国の食品産業全体の大きな問題に強い危惧を表明した後、最近発生した食品公害事件の責任者を強く指弾し、中国政府・関係機関の監督の強化を提言している。

こうした中国国内のマスコミや一般市民の関心の高まりにたいして、政府関係機関の対応としては、国務院弁公庁が、2007年5月9日に国家レベルの初めての食品・薬品安全に関する専門計画である「国家食品薬品安全“十一五”規画」（「国家食品・薬品安全11期5カ年計画」）³⁰を公布し、管理・監督の強化を進めている。この「規画」では、今後5年間で食品・薬品に関する管理体制を万全なものとするために、法整備と検査監督体制の整備、検査設備の充実等を推進し、5カ年計画の終了時には、大中都市の卸売市場、大型自

²⁷ こうした事情の他、輸出品から多くの問題が発生したことの原因として、急激な輸出規模の拡大にたいして、これを検査する検疫官の絶対的不足により、検査体制が不十分となっているという情報もある。

²⁸ 「食品の安全へ法整備を表明、国際会議で中国当局幹部」『朝日新聞』2007年5月21日。

²⁹ 「中国、食品の安全確保へ各国と連携」『日本経済新聞』2007年5月22日。

³⁰ 「国務院弁公庁印發国家食品薬品安全“十一五”規画」『中央政府門戸網站』（<http://www.gov.cn/>）2007年5月11日。

由市場、チェーンスーパー等における生鮮農産物のサンプル調査による品質安全合格率を95%に高め、さらに食品企業を対象にした全国規模の安全検査の捕捉率を90%に高める、等の目標が掲げられている。

また、すでに推進されつつある国家機関の活動としては、2007年8月の「国务院产品质量和食品安全领导小组办公室」（「国务院产品质量与食品安全指导小组办公室」）の組織があげられる。この組織はいわゆる「縦割り行政」の弊害をこえて、食品安全等に対処するため、組織されたものである。「組長」（主任）は呉儀副首相で、メンバーに各部の部長、副部长クラスを集めている。

次に、国家質検総局の業務推進があげられる。「国家質検総局：扎实推進農業標準化和食品安全工作」（「国家質検総局：農業標準化と食品安全工作をしっかりと推進する」）³¹の報道では、国家質検総局は、はやくも5月末には、食品安全標準化体系の確立、検査システムの拡充をはかり、さらに各種の認証制度の充実を図ることを推進することを決定したと報道されている。また、国家質検総局においては、一連の事件報道以前から、2007年3月中旬において、国家質検総局と「食品産品検測中心（食品検査センター）」の2組織の共催で、10万人の検査人員によって、安全に問題のある食品や偽物食品等を小売店や市場で検査する大規模な検査活動が実施されたこと、さらにネット上で一般市民の食品安全における疑問に解答するキャンペーン等が開催されたことが報道されている³²。この他にも、ここ数ヶ月の間に関係する中国の政府機関によって、多くの検査、摘発活動が実施されている。

こうした一連の活動と取り締まりは、ある程度の成果をあげていると考えてよいだろう。報道によると、2007年11月27日現在、中国国内で流通している野菜の残留農薬検査合格率は94%に達し、畜産物、水産物も加えた主要検査指標合格率は97%以上に達したという³³。また「中国農産品質量安全概況」では、2007年1月、4月に中国全体で大規模な検査を実施し、その結果、平均合格率は93.6%、内、野菜生産基地の安全合格率は96.7%に達したと報じている³⁴。残留農薬問題が発生した翌年の2003年当時は、後者の数値は82%程度であったとされていることから、一定の改善がみられていると判断することができよう。

このように、中国国内においても、中国政府・関係機関の監督が強化されているのはどのような事情があるのであろうか。いうまでもなく、前述した国際問題の発生と国際圧力もその背景にあるわけだが、それだけにとどまらず、ここ数年中国社会の中で、前述のよ

³¹ 「国家質検総局：扎实推進農業標準化和食品安全工作」『光明日報』2007年5月31日。

³² 「品質生活・共享和諧 3.15 專題」国家質検総局HP (<http://www.aqsiq.gov.cn/>) から。

³³ 「農業部：中国農産品総体安全放心」中国農業信息网 (<http://www.agri.gov.cn/>) 2007年11月28日から。

³⁴ 「農業部新聞办公室：中国農産品質量安全概況」中国農業信息网 (<http://www.agri.gov.cn/>) 2007年9月24日から。

うに、一般市民の食品安全にたいする意識が大きく変化し、安全な食品・農産物を求める動きが次第に台頭してきていることが大きな要因となっていると、筆者は感じている。現実に上海市、北京市などの大都市の大型スーパーマーケットでは、有機野菜、緑色野菜の専門コーナーが好評を博しており、食品安全関連ビジネスが着実に拡大している。こうした一般消費者の意識の高まりが、食品公害事件を監督、告発する行政指導の強化、新聞・テレビ等の追求を促進し、その報道量の増大につながっていると考えられよう。すでに述べた前掲『食品安全調査』の出版も、食品公害問題を告発した新聞記事を中心にとりまとめられ、市民のこの問題にたいする関心を大きく高めていった。

つまり、中国産食品・農産物にたいする懸念の高まりは、けっして国際問題であるためだけではなく、中国国内においても、重要な国内の社会問題の一つとなっていることの表れであると考えられる。

(3) 近年の輸出農産物に関する規制強化と企業対応

さて、このように、内外の声に押され、食品安全に関する中国政府の対応は一定程度進んでいるものの、中国国内の農産物・食品の生産体制には、いまだに多くの課題が残されている。それでは、日本に輸出される農産物・食品の安全管理はどのように進められているのであろうか。そこで本稿の最後に、具体的に、近年の中国政府の輸出食品・農産物に関する安全規制がどのように進められているのかを紹介したい。これは、まさに大量の農産物を中国から輸入している日本にとって、大いに関心のある問題であるからである。

前述した2002年の残留農薬問題の発生以降、日本政府、中国政府ともに関係する規制の強化を推進したため、中国から日本への農産物・食品の輸出システムには大きな変化が発生した。この詳細については、前掲大島編著³⁵を参照いただくこととして、ここではその概要を紹介する。

1) 中国側の規制強化

2002年の残留農薬問題の発生を契機として、中国政府が実施した大きな規制強化は、「進出境蔬菜検疫管理弁法」（輸出入野菜検疫法）および「出境蔬菜种植基地備案管理細則」（輸出野菜栽培基地管理細則）を制定し、生産・輸出企業にたいする規制を大幅に強化したことである。脚注³⁶、この規制強化は、現実には前述の国家質検総局が中心となって管理・監督を強化している。さらに、国家質検総局の下部機構である、中国各省の検疫検査局は、管轄内にある輸出野菜企業および輸出農産物生産基地に対して輸出野菜裁

³⁵ 大島一二編著『中国野菜と日本の食卓 ―産地、流通、食の安心安全・安心―』 芦書房 2007年

³⁶ 「進出境蔬菜検疫管理弁法」『出口蔬菜安全質量保証実用手冊』中国農業出版社 2004年、3ページ。また、香港・マカオ向けの農産物にたいしては、「供港澳蔬菜検疫管理弁法」『出口蔬菜安全質量保証実用手冊』中国農業出版社 2004年、8～11ページ参照。

培基地に関する基準を設定し、具体的な管理監督を強化している³⁷。

この規定において、中国に展開する各輸出企業が輸出許可を得るために満たさなければならない基準は、およそ以下の通りである。つまり、①登録基地における農薬の購入・管理・使用状況の厳格な把握と記録、②残留農薬検査機器の設置と残留農薬検査の定期的実施、③検査結果の記録、④最低20ha（300 ム一）以上の企業専用栽培基地の確保、⑤最低1名の専属農業技術者の配置、等である。これらの規定に企業が違反した場合、原則として輸出は許可されない。これらは、輸出野菜の安全性を高めていくうえで、基礎になる重要な部分であると考えられる³⁸。

この結果、各輸出企業は生産管理体制を再編したが、とくに④の規定に基づき、以前はほとんどみられなかった大規模な企業農場が、浙江省、江蘇省、上海市、山東省、福建省等の中国の沿海地域に次々に成立した。また、これに伴って、農業生産体制も多くの企業で大規模農場管理システムの導入がみられるようになった。筆者が実際に調査したA社（江蘇省に立地する日本向け冷凍野菜輸出企業）では、管理総責任者の管理下に複数の管理者を配置し、管理者が現場の栽培管理員・栽培作業員を管理する重層的な農場管理システムを構築している。これは、とくに農薬管理を徹底するためである。

こうした規制強化の結果、新たな輸出用農場システムが多くの企業で導入された。報道によると、中国全体で農産物輸出企業は2003年末で1.3万社、2005年末で1.6万社に達しており、うち年間輸出額500万ドル以上の企業は、2003年836社、2005年には1,400社に達しているという³⁹。そして、その6割が農業生産、加工、輸出を複合的に行っているとされる。つまり、企業直営農場で生産した野菜を、調製・加工して輸出する一連のシステムを備えた企業が増加しているのである。その最大規模の企業の一つが、年間輸出額が1億ドルをこえる山東省の「龍大食品集団」であり、この企業は郷鎮企業から発展した民間企業で、農業生産、加工、輸出の一貫した経営を行っている。この「龍大食品集団」は1社で中国の冷凍ハウレンソウ輸出量の6分の1を担当しており、すでにこうした巨大な規模のアグリビジネス企業が中国各地に形成されつつある。

こうした規制強化の結果、中国から輸出される農産物の安全性は、2002年の残留農薬問題の発生以前との比較で大幅に改善されたということができよう。ただ、国内流通用の野菜に関する規制強化は遅々として進んでおらず、この安全管理にはいまだ多くの問題が残されていることも事実である。

2) 日本側の規制強化

中国側の規制強化の一方で、日本側の野菜輸入においても規制は強化されている。とく

³⁷ たとえば「福建検験検疫局出境蔬菜种植基地備案」（福建省政府の通達）等があげられる。

³⁸ ここで注意が必要なのは、こうした規制は輸出用野菜について適応されるもので、国内流通用の野菜は従前の栽培方法で生産されていることである。

³⁹ 農業部農産品貿易弁公室『中国農産品貿易発展報告2006』中国農業出版社2006年 135ページ

に、近年もっとも大きな規制強化となったのは、2006年のポジティブリスト制（残留農薬基準が設定されていない農薬が残留する食品の流通を禁止する目的の残留農薬基準の強化）の実施であろう。すでに2002年の残留農薬問題の発生により、日本側の規制も従前より厳格化されてきたが、2006年の強化は対象となる農薬品種の拡大、残留基準値の強化など、より厳しいものであったために、他の規制と相まって、その影響はかなり大きかったといえる。

3) 山東省輸出野菜産地における規制の実態と貿易量の縮小

2007年夏季、上述の中国政府による規制が、山東省等の輸出農産物産地において現実にもどのように実施されているのかについて、現地調査を実施した。以下ではこの結果に基づいて報告しよう。

今回現地調査を実施したのは、山東省青島市、煙台市、濰坊市等に所在する日本向け農産物輸出企業および関係機関である。青島市、煙台市、濰坊市周辺農村は山東省でも有数の輸出向け野菜産地が点在するが、とくに濰坊市安丘県付近には日本向け長ネギ産地が集中するなど、輸出企業の一大集積地となっている。しかし、2002年の残留農薬問題の発生以降、2006年の日本政府のポジティブリスト制の導入、2007年には前述した中国産食品・農産物の国際的安全問題の発生と、輸出企業にとって大きな問題が次々に発生し、産地は大きく翻弄されてきた。

この2002年から2007年の間、日本向け長ネギの輸出に関する中国政府関係機関の規制は、この章で相前後して述べているように次第に強化されてきた。とくに直接的には地元の濰坊出入境検験検疫局（「濰坊輸出入検査検疫局」以下、「濰坊検疫局」と略す）が輸出企業の管理を実施し、その管理が強化されている。とくに重要輸出農産物であり、残留農薬が検出されやすい「高リスク野菜」である長ネギについては、濰坊検疫局はこれまで「出口蔬菜种植基地検験検疫備案条件と要求」（「輸出野菜栽培基地検査検疫条件と要求」）、「輸日大葱農残控制体系運行規範」（「対日輸出長ネギ残留農薬コントロール体系運用規範」）の二つの通達を発して、管理を強化してきた⁴⁰。これらの通達によれば、現在の日本向け輸出用長ネギの生産管理の実態は以下の通りである。

①日本向け長ネギ輸出企業においては、長ネギ栽培面積が、1企業当たり圃場面積合計500 ムー（33.3ha）以上、かつ1カ所の圃場が50 ムー（3.3ha）以上の農場を直接経営し、栽培管理を厳格に行わなければならない。

②日本政府が指示するポジティブリストに基づき残留農薬を管理し、さらに収穫前20日間は一切の農薬を散布してはならない。

③集荷の対象は、リストに登録した圃場で生産したもののみ限定し、それ以外からは

⁴⁰ 濰坊出入境検験検疫局「關於公布輸日大葱種植基地備案名單的通知」（「日本向け長ネギ栽培基地リストの公布に関する通知」）。

集荷してはならない。もし集荷した場合には、当該企業を登録リストから除外し、輸出を禁止する。

④各輸出企業は「輸日大葱農残制御体系運行規範」（「対日輸出長ネギ残留農薬コントロール体系運用規範」）に基づき、トレーサビリティシステムの構築に努力し、問題発生時には問題圃場（リスト上ですべての圃場は圃場番号が与えられている）と原因を遡及できるように努める。

⑤管理不備や、残留農薬が基準値を上回った場合、当該企業を登録リストから除外し、輸出を禁止する。

ここで紹介している内容は、（１）で述べた中国政府の規定と比較しても相当厳格なものである。とくに、圃場の面積規定は、前述した中国政府の規定より大幅に広い基準となっており、事実上中小規模企業を排除する規定となっている。現在安丘県一帯では20社の長ネギ輸出企業がリストアップされているが、この規定により登録企業は数年前との比較でかなり減少しているという。また、他の規定も企業側に多くの負担を課す内容となっており、調査時には企業側から「検査項目の増加がコストアップを招来、基準が厳しすぎ対応が困難、生産・輸出が計画通り進まない」などの意見が述べられることもしばしばであった。

4) 規制強化と貿易量の縮小

このように、2006年のポジティブリスト制の導入、2007年の国際的問題の発生にいたり、ますます管理強化の方向で推移しているといっても過言ではないが、各輸出企業のその強化に対応できる能力には限界が存在することも事実であろう。つまり、規制強化によって、日本向け輸出が減少するという事態の発生である。

この事態は現地での関係機関ヒアリング結果によれば、主に以下の要因からもたらされている。

①前述した中国産農産物の安全問題への関心の深まりから、日本の消費者および輸入企業において中国産農産物を避ける動向が深まったため。

②中国に展開する輸出企業のみならず、中国の政府関係機関もこの日本の規制強化に大きな関心を示し、一部の地域では日本での基準違反発覚を懸念しての中国側検疫局の事前検査の強化（前述（２）の山東省の措置もその一環であると考えられる）が実施されるに至っている。これが輸出量減少につながったとするもの。

③残留基準値越えによる輸出禁止措置等を懸念する企業による自主的な出荷自粛によるもの。

④他国市場や中国国内市場への販売先のシフトによるもの。

⑤一部ではあるものの、ベトナム、インドネシア、タイなどの東南アジア諸国への生産基地のシフトが発生していることによるもの。

つまり、2002年の残留農薬事件、2006年のポジティブリスト制、2007年の国際的問題

の発生と、度重なる事件の発生に従って、輸出企業への管理は強化され、一方では確かに安全性は高まったものの、日本向け輸出が技術的、制度的に困難となる状況はますます増大しているといっても過言ではない。

現に、一連の規制強化の結果からか、第3表に示すように、2006年の野菜輸入量は前年同期比96%と、4%の輸入量の減少が発生している⁴¹。そして、この輸入量の減少傾向は、2007年全年において前年同期比90%（マイナス10%）、とくに、生鮮野菜においては2006年が前年同期比14%減、2007年が前年同期比25%減と、さらに大幅なものになりつつある。とくに第4表のように、長ねぎ、ニンジン、カリフラワー等の輸入量の減少は大きく、日本における安定供給の側面からも、今後の中国側の輸出動向が注目される⁴²。

このように、中国側・日本側双方の規制強化は、従前のものよりかなり厳しさを増しており、それだけに農産物・食品安全性の確保はより確実なものになりつつあるといえることができる。ただ、規制強化によって、これに対応できない企業の輸出中止や日本以外の地域への輸出シフト等によって、日本の輸入量の減少が今後も継続する可能性も高い。もしそうした事態が深刻となれば、他産地からの輸入等、輸入価格の上昇への対応や、日本国内の野菜の生産・供給体制の再整備も必要となるだけに、新たな問題が発生しつつあるといえよう。

第3表 2006年、2007年の日本の野菜輸入状況

(トン、%)

	2006年全年輸入量 (トン)	対前年比 (%)	2007年全年輸入量 (トン)	対前年比 (%)
生鮮野菜計	956,169	86	719,468	75
冷凍野菜計	857,098	105	850,177	99
塩蔵野菜計	158,389	92	143,516	91
野菜合計	2,780,804	96	2,506,416	90

資料：財務省『貿易統計』から作成。

⁴¹ 輸入量の変動は、必ずしも法的な規制強化が原因であるといえない場合がある。例えば天候変動、市場価格動向の影響も大きい。ここではその判断は困難なため、これ以上言及しない。

⁴² また、中国側の速報値によれば、日中間の野菜の貿易量の減少に伴って、中国全体の生鮮・冷凍野菜輸出量も前年比3.95%増と、ここ数年では最も低い水準となる見込みである。「2007年農産品貿易趨勢特点」中国農業外経外貿信息网 (<http://www.cafte.gov.cn/>) 2007年11月27日。

第4表 日本の生鮮野菜輸入量の推移（2007年1月～11月）

（前年同期を100とした指数）

品目	数量	品目	数量
ばれいしょ	282	えだまめ等	80
トマト	77	アーティチョーク	126
たまねぎ	77	アスパラガス	83
シャロット	90	なす	82
にんにく	84	セルリー	67
ねぎ	69	きのこ（マッシュルーム）	99
リーキ、わけぎ等	85	きのこ（その他）	66
カリフラワー	17	まつたけ	90
芽キャベツ	97	しいたけ	63
ブロッコリー	82	トリフ	82
キャベツ等あぶらな属	32	ジャンボピーマン	95
結球レタス	54	その他とうがらし属等	51
その他レタス	60	スイートコーン	85
チコリー	93	かぼちゃ	108
エンダイブ等	94	さといも	74
にんじん及びかぶ	43	ながいも等	88
ごぼう	79	しょうが	93
その他根菜類	20	メロン	74
きゅうり及びガーキン	55	すいか	111
えんどう	47	いちご	96
ささげ、いんげん等	91	その他の生鮮野菜	80
		計	75

資料：財務省『貿易統計』から作成。

（4）今後の課題

1) 中国産食品・農産物の輸入問題の今後

ここまでみてきたように、中国政府の安全確保への施策が以前との比較で一定の進展を見せていることは事実である。とくに、日中貿易における、前述した日本側と中国側双方の、やや過剰反応ともいえる規制強化によって、少なくとも日本に輸入されてくる農産物・食品の安全性の確保については、2002年以前の段階とは比較にならない高い水準となったことは明らかな事実と考えることができる。よって、現在の中国における農産物輸出企業の生産体制、検査体制を前提とすれば、野菜を中心とした日本に輸入されてくる農産物

・食品の安全性に関する危険を、ことさらに取りざたする必要性はうすいであろう⁴³。

むしろ2006年後半から顕在化しはじめた、中国の輸出量の減少傾向が、今後どのように推移するのかについて注目すべきであると考えられる。すでに一部の野菜においては、中国産の確保に支障が出始め、価格上昇が起こるなどの現象が現れている。食料供給の一翼を担う輸入農産物の安定供給をどう確保するのか、例えば、他産地の開拓、国内産地の維持等が課題として残される。

2) 中国産食品・農産物の安全問題の今後

さいごに、全体としての中国産食品・農産物の安全問題の今後の推移について考えてみよう。前述したように、日中間で貿易される農産物・食品の安全確保のレベルが従前よりも高いものとなったという事実は存在するものの、一方で、このことが中国国内で流通している農産物・食品の「すべて」が安全となったことを意味しないこともまた事実である点に留意しなければならないであろう⁴⁴。すでにみてきたように、中国国内で流通している農産物・食品は現在でも輸出農産物に比して規制が緩やかなこともあり、いまだ看過できない深刻な食品公害問題が存在している。これにたいしては、輸出農産物並みの安全レベルへの早期の引き上げが求められよう。

中国の経済発展に伴う貿易拡大により、中国産食品・農産物の安全問題が次第に中国の国内問題から国際問題に拡大している現在、中国政府・関係機関の管理・監督の強化と対応による、中国国内で流通している農産物・食品の安全レベルの引き上げこそ安全問題解決の根本的な方途であるといえる。

⁴³ 現実に、2007年に入り、日本厚生労働省のサンプル検査において野菜から残留農薬が検出された事案はほとんど発生していない。

⁴⁴ すでに述べたように、輸出用農産物にたいする規制強化の結果、現在中国国内で流通する農産物を対象とした規制水準と、輸出用農産物を対象とした規制水準には大きな隔たりが発生している。